

## 決議案第1号

### 北海道の「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を 遵守することを求める決議

上記決議案を別紙のとおり提出する。

令和2年12月18日

発議者	北広島市議会議員	山本博己
賛成者	同	中川昌憲
同	同	木村真千子
同	同	鶴谷聡美
同	同	佐藤敏男

提案理由 「高レベル放射性廃棄物」の処分地選定にあたり、原子力発電環境整備機構（NUMO）が実施する文献調査への応募について、国及び北海道において、特定放射性廃棄物の処分の在り方について、幅広い関係者間で客観的な根拠に基づく冷静な議論が透明性の高い形で行われることを求め決議する。

## 北海道の「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を 遵守することを求める決議

使用済み核燃料を処理した極めて放射能の強い「高レベル放射性廃棄物」の処分地選定にあたって、寿都町は、10月9日、原子力発電環境整備機構（NUMO）に文献調査へ応募した。神恵内村も同日、文献調査の実施について国からの申入れを受諾した。

寿都町の検討が明らかになって以来、周辺の自治体や団体からは再考を求める申入れや、安全性への不安、風評被害への懸念から反対する多くの両町村の住民及び道民の声が数多くあがっており、全道世論調査（10月28日付「北海道新聞」）では、文献調査実施に「反対」との回答が66%にのぼっている。

北海道は、平成12年（2000年）に幌延町における「高レベル放射性廃棄物」の深地層研究の受入れに当たり、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を制定し、「特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難い。」と宣言した。北海道知事は、文献調査前から都道府県知事の理解を得る仕組みにすべきとの見解を示している。北広島市長も同条例については、「自治体は遵守する責務がある」と述べている。

よって、北広島市議会は、国民的な課題である特定放射性廃棄物の処分の在り方について、国や北海道に対して、北海道の「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」の制定趣旨を十分踏まえ、幅広い関係者間で客観的な根拠に基づく冷静な議論が透明性の高い形で行われることを求めるものである。

以上、決議する。

令和2年12月18日  
北海道北広島市議会